

憲法記念日にあたっての会長談話

熊本を中心とする巨大地震の発生から半月が経ちました。

地震でお亡くなりになった方々、ご遺族の方々に対し、心からの哀悼の意ならびにお悔やみを申し上げます。また、現在もなお被災地で避難生活を余儀なくされている方々に対し、お見舞い申し上げます。

当会では4月25日以降、熊本地震に関する無料法律相談を開始しました。また本日から熊本県弁護士会の電話相談活動支援のため、熊本へ会員を派遣いたします。今後も適宜支援策を拡充しながら、被災者の方々の一日も早い生活再建と被災地の復興のために力を注ぎます。

さて、こうした中、本日、日本国憲法施行から69年目の日を迎えました。

昨年成立した安全保障関連法が3月29日施行され、現在、南スーダンに派遣されている陸上自衛隊に対し、安全保障関連法に基づき、駆け付け警護等の任務の発令が検討されています。当会は、これまでも繰り返し安全保障関連法が憲法違反であること、国会において速やかに廃止されなければならないことを表明してきており、この施行には強く遺憾の意を表します。

先の熊本地震の被災地では、自衛隊が救援活動に昼夜を分かたず活動しており、多くの市民がその懸命な活動に大きな期待を寄せています。しかし、その自衛隊が今後、戦闘地域で、他国の軍隊に弾薬を提供したり、任務遂行のための武器使用ができるようになります。そうなれば、自衛隊は否応なしに戦闘行為に巻き込まれ、殺し殺される事態になりかねません。

被災地で命を守るための活動をしている自衛隊が、他国の人々に銃口を向け、命を奪い、奪われかねない事態に陥ることを日本国憲法は許していません。戦後の長きにわたって、自衛隊はひとりの外国人にも銃口を向けず、むしろ災害救助などの場面で国民の命を守る活動を行ってきました。

国際社会において、国際平和を守るために日本に何が求められているのか、私たちは震災から多くを学ぶことができるのではないのでしょうか。

福岡県弁護士会は安全保障関連法の廃止に向け、全力をあげて取り組む所存です。

2016年（平成28年）5月3日

福岡県弁護士会
会長 原田直子